

A. 旧暦廿七日午議団本部ヲ芝正西忘寺町四ニ移転シ被解雇職工全員集令セリ

B. 午議団ニテハ今日別記ノ如ク概文ヲ作成事業主、得意先ニ送付セリ

(2) 事業主側
依此工場閉鎖ヲ継続セリ

ニ解決

廿九日労働者側ヨリ工場主ニ會見ヲ申込ニ、三十日午後三時ヨリ工場ニテ

事業主側 事務員三名 (事業主病氣ノ為メ)
労働者側 金沢末松 千野五郎

ト會見解雇手當額ニ付折衝、結果制規ノ予告手當並解雇手當、外金一封トシテ金百円ヲ支給シ、此事トナリ解決セリ
右及申(通)報候也

得意先諸君ニ訴ふ

不公正の常習犯水谷久吉一、
共立機械の製作者をホイコトセよ、

御氣知の通り従来わが共立機械製作所では有力な皆協力の注文と助力に依りて事業を続け吾々従業員として今日までの生活や保つて来たのであります
然るに今日この殺人的不景氣と年の暮々迫つて工場主水谷久吉は強欲及根柢と悪辣極まる手段を以て去る十二月廿三日吾々十二名の従業員を解雇したのであります
その理由は不景氣だとが事業不振で工場をやめて行けぬとホカイとわろか
その実トシ、仕事を取つたり資金を融通して材料を入れてわろ探な状態なのです
今日まで目に余る不正と続け本年九月から十月の二ヶ月に亘つて乾燥器の電気信
傷に動力電氣をメーター外線から盗用し更に東京瓦斯会社注文のバケツト工して
夕一も電氣を盗用して平氣ぶるゝ 或は内務省六御川水門のラック二十本(案六)
らけの物を全部塩と泥水でサビを付け検査及び目さまでと誤同化して納入し
たり、東京瓦斯川崎工場ホニカ甚車をニカ物で送り替へる等々の不正悪辣は限り
あつたのであります
かして従業員を続けながら従業員を酷使して来た不徳漢である事を吾々よく知
しあるが故に十早や急進の余地なくこゝに強固な意志を持って午議を開始したので